

目 標

**多文化共生社会の実現**

「多文化共生社会」とは、多様な価値観や文化を認め、国籍や民族、性別や出身などの違いを理由として社会的不利益を被ることがなく、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現を目指して、社会参加できる創造的で豊かな社会。

**大阪市外国籍住民施策基本指針（平成10年策定、平成16年改訂）からの変更点**

- ・目標「多文化共生社会の実現」を継承
- ・人権尊重の視点はもとより、外国につながる市民<sup>(※)</sup>は地域の一人として大阪をともにつくる担い手であり、外国につながる市民がもたらす多様性を、活力あふれる魅力あるまちづくりにつなげるという視点を重視。

※本指針では、住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」という呼称を使用している。

**基本視点**

**1 外国につながる市民の人権尊重**

国際人権規約の内外人平等の原則を踏まえ、様々な国籍や民族、文化的な背景をもつ人々が相互理解を深め、互いの存在を認め合い、外国につながる市民の人権が保障され、差別や人権侵害を受けることがない人権に根ざしたまちづくりを進めます。

**2 誰もが安全・安心して暮らせる**

外国人が、地域の一人として日本人とともに安心して生活するために、身近な生活に関する情報をしっかりと提供します。

また、サービスを提供する際は言葉の壁や生活習慣等の違いに配慮し、外国につながる市民が行政サービスを実質的に利用することができるよう環境整備に努めます。

本市の施策や事業のすべてにわたり、常に外国につながる市民に対する視点を持ち、外国につながる市民が、安心して生活することができるよう施策の推進に努めます。

**3 多様な価値観や文化の尊重**

外国につながる市民の多様な文化が尊重され、アイデンティティを肯定される環境を整備するとともに、大阪に暮らす全ての人のびとが互いに尊重しながらともに自分らしく生きることができるまちをめざします。

**4 多様性を魅力あるまちづくりにつなげる**

外国につながる市民は支援されるだけの存在ではなく、地域の一人として大阪をともにつくる担い手でもあります。外国につながる市民がもたらす多様性を、活力あふれる魅力あるまちづくりにつなげるよう努めます。

外国につながる市民が主体性を持って地域活動に参画しやすい環境づくりや、外国につながる市民の意見をまちづくりに活かすよう取組を進めます。

# 多文化共生施策の基本的な方向性

## 情報提供・相談対応

- 多言語や「やさしい日本語」による情報提供や相談体制の充実
- 情報を必要とする人に的確に伝えるための工夫
- 職員の窓口対応スキル及び多文化共生に関する知識の向上

## 日本語教育

- 日本語学習の機会や場の充実
- 日本語教育体制の整備
- 地域活動への参加・参画につながる日本語教室活動の実施

## 外国につながる児童生徒への支援

- 多文化共生教育の推進
- 母語母文化保持のための取り組み
- 日本語指導などの学習支援の充実
- 保護者・家庭への支援
- 就学、学習、進路などの相談体制の充実
- 中学校夜間学級

## 防災

- 防災知識・意識の啓発と防災を通じた地域との連携・協働の推進
- 災害発生時の情報伝達体制の整備
- 災害発生時の外国人支援体制の整備

## 生活支援

- 生活支援に携わる職員への多文化共生に関する理解の向上
- 公的年金・公的医療保険の加入促進に向けた広報の充実
- 医療や保健、福祉分野など様々な行政分野における「やさしい日本語」での情報提供や多言語対応の充実
- 入居や就職・賃金等における差別に対する啓発

## 多文化共生の地域づくり

- 地域社会（市民）への多文化共生の理解促進
- 差別解消のための取組
- 生活ルールやマナーなどの理解促進
- 地域社会への参画の推進
- 外国につながる市民の意見をまちづくりに活かす取組の検討